

生駒市訓令甲第4号

生駒市事務専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年6月30日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市事務専決規程等の一部を改正する訓令

(生駒市事務専決規程の一部改正)

第1条 生駒市事務専決規程(平成24年3月生駒市訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第18条の次に次の1条を加える。

(上下水道部長の専決事項)

第18条の2 上下水道部長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 公共下水道及び都市下水路の占用の許可に関する事。

第59条の次に次の2条を加える。

(下水道課長の専決事項)

第59条の2 下水道課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 下水道工事の調査、設計及び監督に関する事。

(2) 現場監督員の選任に関する事。

(3) 下水道施設の維持管理に関する事(次条第1号に係るものを除く。)

(4) 私設下水道の出願許可に関する事。

(5) 公共下水道及び都市下水路の占用の継続及び軽易な変更の許可並びに廃止届の受理に関する事。

(竜田川浄化センター所長の専決事項)

第59条の3 竜田川浄化センター所長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 浄化センターその他処理施設の維持管理に関すること。

(生駒市人権教育及び人権啓発推進本部規程の一部改正)

第2条 生駒市人権教育及び人権啓発推進本部規程（平成14年3月生駒市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、教育長及び水道事業管理者」を「及び教育長」に改める。

(生駒市排水設備指定工事店等資格審査委員会規程の一部改正)

第3条 生駒市排水設備指定工事店等資格審査委員会規程（昭和59年12月生駒市訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「水道事業管理者」を「副市長」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年7月1日から施行する。